

## 長瀬町国民保護計画の変更について

### 1 変更の理由

国の「国民保護に関する基本指針」の変更(平成29年12月)及びそれを反映し「国民保護に関する埼玉県計画」の変更(平成30年12月)を踏まえ、これらと整合した迅速かつ的確な国民保護措置が実施できるよう、当町の国民保護計画について必要な変更を行いました。

### 2 主な変更内容

#### (1) 国の「国民の保護に関する基本指針」及び「国民保護に関する埼玉県計画」の変更に伴うもの

##### ① 外国人への国民保護措置

日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることを明記しました。

##### ② 武力攻撃等の態様と留意点

武力攻撃事態を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」に、緊急対処事態を「攻撃対象施設等」や「攻撃手段」によりそれぞれ分類し、各項目の特徴と留意点について記述するため、「武力攻撃等の態様と留意点」の項目を新設しました。

##### ③ 弾道ミサイル落下時の避難行動の住民への周知及び情報伝達手段の多重化の推進

弾道ミサイル攻撃の場合の留意点として「町は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動を取ることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める」旨を追加しました。

##### ④ 武力攻撃事態等に特有な訓練の実施

武力攻撃事態等に特有な訓練等の実施に当たっては、様々な場所や情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める旨を追加しました。

## (2) その他

人口等のデータや部署名の時点修正等を行いました。

### 【参 考】

#### \* 全国瞬時警報システム(J-ALERT)

武力攻撃事態等に関する国民保護情報や緊急地震速報などの緊急情報が、衛星通信ネットワークを用いて瞬時に送信され、町の防災行政無線を自動的に起動し、警報を放送するシステムです。